

〜庄原市国保の将来のために〜

シリーズ
第1回

「国保の財政状況」

保健医療課国保年金係 ☎0824・73・1158

国民健康保険(国保)の財政運営は、加入者の皆さんが病院にかかったときの医療費から、窓口でお支払いただく一部負担金(1割〜3割)と、国・県からの補助金や交付金を差し引いた残りの部分を国民健康保険税(国保税)で負担するしくみになっています。

加入者は減少・給付費などは高止まり

図のとおり、国保加入者は年々減り続け、昨年までの4年間で9.3%減少しています。それに伴い保険税収入も減収が続ぎ、23年度に税制改正を行っていた増収となりましたが、今後減少傾向が続くものと予想されます。

一方、かかった医療費に対して支払われる給付費や後期高齢者医療・介護保険を支えるために国保から支払う納付金などの合計は、24年度は37億1千万円と依然高い状況が続いています。この給付費や納付金などは、

高齢者人口の増加や医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加などにより、今後大きく下がることはない見込みです。

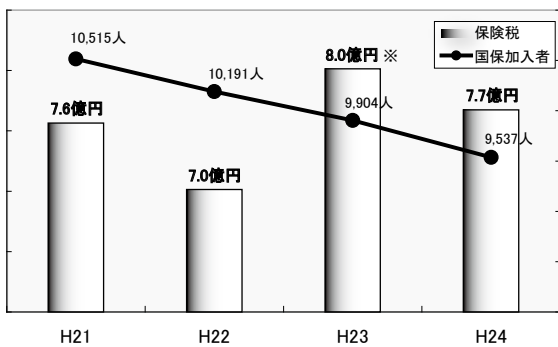
国保財政調整基金が底をつく?!

保険税収入が減少し、医療費が膨らんでしまうと、財源不足が生じます。庄原市国保では、医療費の動向などにより財源が不足する時に使うことのできる「財政調整基金」という貯金があります。平成20年度時点で7億5千8百万円あった基金残高は、現在4億1千万円まで減少しています。このように医療費が高いままだと国保財政がパンクしてしまい、将来の保険税の負担増加につながってしまいます。

皆さんの健康に対する心掛けが医療費の抑制につながります。

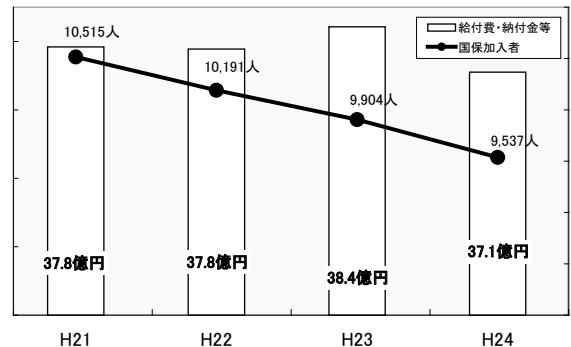
次回は、医療費の状況をもう少し詳しくご紹介します。

① 国民健康保険税と国保加入者数の推移



※ 平成23年度に税率改正しています。

② 給付費・納付金などの推移※



※給付費:かかった医療費のうち被保険者の一部負担金を除き、国保から医療機関へ支払う費用
※納付金等:後期高齢者医療や介護保険などの支援のために国保から支払う費用

1) 存知ですか?

「保険取り扱い」と看板に書いてある整骨院や接骨院など柔道整復師であっても、治療の全てが保険適用できるわけではありません。

● 保険が使える場合

- ・ 外傷性の捻挫や打撲・挫傷
- ・ 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術

● 保険が使えない場合

- ・ 日常生活の単なる肩凝り、腰痛など
- ・ 症状の改善がみられない長期の施術

【施術を受けるときの注意点】

- ・ スポーツによる筋肉疲労など
- ・ ケガの原因を正しく伝える。
- ・ 領収書は大切に保管する。
- ・ 同一部位の医療機関との重複・平行受診は避ける。

はり・灸、マッサージを受けるときは

医師の同意があった場合に限り、保険適用が認められます。ただし、整骨院や接骨院と違って、一旦治療費全額を支払う必要があります。その後、国保へ申請し、審査で決定すれば、自己負担分を除いた金額が払い戻されます。